

和歌山県内の人権全般・部落差別に関する相談窓口

名称	問い合わせ先	相談時間
人権ホットライン【(公財)和歌山県人権啓発センター】	TEL.073-421-7830 FAX.073-435-5421	月～金曜(9:00～16:00)
和歌山県企画部人権局人権政策課	TEL.073-441-2563 FAX.073-433-4540	月～金曜(9:00～17:45)
海草振興局地域振興部総務県民課	TEL.073-441-3344 FAX.073-423-9269	月～金曜(9:00～17:45)
那賀振興局地域振興部総務県民課	TEL.0736-61-0006 FAX.0736-61-0007	月～金曜(9:00～17:45)
伊都振興局地域振興部総務県民課	TEL.0736-33-4900 FAX.0736-33-4916	月～金曜(9:00～17:45)
有田振興局地域振興部総務県民課	TEL.0737-64-1257 FAX.0737-64-1256	月～金曜(9:00～17:45)
日高振興局地域振興部総務県民課	TEL.0738-24-2936 FAX.0738-24-2906	月～金曜(9:00～17:45)
西牟婁振興局地域振興部総務県民課	TEL.0739-26-7909 FAX.0739-26-7962	月～金曜(9:00～17:45)
東牟婁振興局地域振興部総務県民課	TEL.0735-21-9650 FAX.0735-21-9636	月～金曜(9:00～17:45)
法務局 常設相談所 全国統一番号	TEL.0570-003-110	月～金曜(8:30～17:15)

※全国共通の人権相談ダイヤルです。おかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。
 ※発信した地域によっては、その地域を管轄しない法務局・地方法務局で電話を受ける場合があります。
 ※PHS、一部のIP電話等からは利用できない場合がありますので、その場合は、下記の常設相談所へ。

常設 相談所

- ・和歌山地方法務局人権擁護課 ☎073-422-5131
- ・和歌山地方法務局橋本支局 ☎0736-32-0206
- ・和歌山地方法務局御坊支局 ☎0738-22-0335
- ・和歌山地方法務局田辺支局 ☎0739-22-0698
- ・和歌山地方法務局新宮支局 ☎0735-22-2757



※上記のいずれの機関も、祝日及び年末年始は除きます。

問い合わせ先

和歌山県 企画部 人権局 人権政策課

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1
 TEL.073-441-2561 FAX.073-433-4540

■詳しくはこちら

和歌山県 部落差別解消推進条例

検索

令和3年1月改定



植物油インク(ベジタルブイंक)は、再生可能な大豆油、亜麻仁油、桐油、ヤシ油、パーム油等植物由来の油、及びそれらを主体とした廃食用油等をリサイクルした再生油で作られたインクです。



部落差別 解消推進条例 を施行しました

差別のない社会に向けて



『和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例』の概要 (公布・施行:令和2年3月24日) (改正:令和2年12月24日)

和歌山県は、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会の実現を目指しています。



なぜ、条例を制定したの?

和歌山県では、これまでも様々な施策に取り組んできた結果、部落差別は解消へと向かっています。しかしながら、今もなお、結婚などに際して同和地区かどうかを問い合わせる行為や、インターネット上に同和地区やその関係者を忌避・排除する書き込みなどの部落差別が発生しています。

このような状況を踏まえ、行政、県民、事業者、関係機関等が一体となって、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目指して、条例を制定しました。



県はどのような取組をするの?

■国、市町村、県民、事業者、関係機関等と連携を図りながら、部落差別の解消のための施策を行います。

<部落差別の解消のための施策>

- すべての人に部落差別に関しての理解と認識を深めていただくため、教育及び啓発を実施します。
- 部落差別に関する相談に対応します。
また、部落差別に関する相談に応じるため、相談体制の充実を図ります。
- 市町村と連携して、部落差別を行った人に対し、部落差別を行わないことやインターネット上に投稿した情報を削除することを指導します。また、これに従わない場合には、勧告を行います。
- 部落差別に関する意識調査など、必要な調査を行います。

なるほど!

■部落差別の解消に関して、市町村が実施する施策、並びに県民、事業者、関係機関等の取組に対し、必要な情報の提供及び助言、その他の支援を行います。



条例の主な内容は?

■基本理念

- 部落差別は基本的人権の侵害であり、部落差別を行ってはけません。
- 行政、県民、事業者、関係機関等が一体となって、部落差別の解消に取り組みましょう。



■部落差別の禁止

- インターネットを利用した部落差別を行ってはけません。
- 結婚及び就職に際しての身元の調査による部落差別を行ってはけません。
- 個人への誹謗中傷や落書きその他あらゆる行為により、部落差別を行ってはけません。



■県、県民、事業者の責務を規定

- 行政、県民、事業者、関係機関等が一体となって、部落差別のない社会を実現するために定めました。

■特定電気通信役務提供者(プロバイダ)の責務を規定

- プロバイダ自身が、インターネット上に投稿された情報により部落差別が行われていることを確認した場合は、当該情報を削除いただくことを求めています。



県民や事業者求められることは?

■人権尊重の社会づくりの担い手として、部落差別の解消の推進に協力してください。

<県民・事業者の方へ>

- 県民の皆さんは、率先して部落差別の解消のために取り組むようお願いします。
- 事業者の皆さんは、自社の従業員の人権意識の高揚を図るための研修などを行うようお願いします。
- 行政が実施する講演会や研修会、啓発活動に参加をお願いします。

協力します!

